

## 雨宮委員調査要望（第6回ナショナルミニマム研究会）について

### 1 失業・ホームレス

#### ・行旅死亡人等の数の調査

路上での病死や凍死、餓死など、ホームレス状態にあって亡くなった人の数の調査。  
また、路上から病院に運ばれて亡くなった人数の調査。

人口動態調査において、住所地不詳で、病死や凍死、餓死により亡くなられた方の数（死亡者数）を調査している。

- 平成20年人口動態統計における病死、凍死、餓死による住所地不詳の死亡者数

病死	1, 224人
凍死	33人
餓死	1人

※本統計における「住所地不詳」は、死亡届の住所欄に記載がないものや不詳等と記載されたものであり、必ずしもホームレス状態とは一致しない。

#### ・住み込み就労している人の数の調査の実施

失業すると路上に行かざるを得ない人が一定数含まれているため。

毎月勤労統計調査特別調査において、常用労働者を1～4人雇用する事業所を対象として、住込労働者の数を調査している。

- 平成21年毎月勤労統計調査特別調査結果における住込労働者数

住込労働者	171,619人（全労働者の7.6%）
（うち家族労働者は145,071人、家族以外労働者は26,548人）	

（参考）毎月勤労統計調査特別調査における住込労働者の定義

住込み労働者とは、家族労働者であるか否かを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に住んでいて常態として給食を受けているものをいう。ただし、次の者は住込労働者とし<sup>な</sup>ない。

- ア 食費及び部屋代（光熱費を含む。）の双方を支払っている者。
- イ 事業所の構内にあっても、独立した建物に居住して食費を支払っている者。

・国民健康保険の保険料滞納によって無保険になっている大人の調査の実施  
無保険の子どもは3万人以上。資格証が発行されていない大人も含めた調査。

保険局国民健康保険課において、国民健康保険の滞納世帯数・短期被保険者証交付世帯数・資格証明書交付世帯数の調査をしている。

●平成21年調査における滞納世帯数等

	全世帯数	滞納世帯数		短期被保険者証		資格証明書	
			割合	交付世帯	割合	交付世帯	割合
	A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
全 国	21,440,044	4,454,236	20.8	1,209,228	5.6	310,852	1.4

※平成21年6月1日現在（速報値）

※都道府県別滞納世帯数等は（別添）参照

2 女性

・フリーターの定義に既婚女性を含め統計を取ること  
現在の定義では、「15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」という定義。

フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先の呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計であるが、労働力調査で、フリーターの定義に、既婚女性を加えた数値を算出することが可能。

●平成21年労働力調査結果におけるフリーター数

フリーター数 178万人  
既婚女性分 99万人  
合計 277万人

しかしながら、このことは単に既存の統計調査から算出することが可能であることを意味するだけであり、既婚女性を含めると、主婦がパートで働く場合などもフリーターとして計上されることとなる。

このため、支援施策の対象として既婚女性をフリーターに含めるべきか否かについては、慎重な検討が必要。

また、フリーター対策については、厚生労働省だけでなく、内閣府・文部科学省・経済産業省の関係省庁と政府横断的に取り組んでいるものであり、フリーターの定義の見直しについては、これら関係府省をはじめ政府全体としての検討が必要と思われる。

・派遣労働者の詳細にいたるまでの男女別統計を取ることで  
 常用型、登録型、26業務、派遣先業種、研修、派遣切り、雇い止めなど派遣労働者の  
 調査に男女別統計を入れてほしい。派遣労働者実態調査結果  
 の中で男女別統計がないものが多いため。

平成20年派遣労働者実態調査では、男女別に常用型・登録型別、26業務を含む業務別、派遣先業種別、研修に関して技術・技能の習得方法別の派遣労働者の割合を把握している。

●派遣の種類別の派遣労働者数割合

(単位:%)

性	派遣労働者計	派遣の種類	
		登録型	常用雇用型
総数	100.0	43.2	56.8
男	100.0	24.8	75.2
女	100.0	57.3	42.7

●派遣業務別の派遣労働者数割合

(単位:%)

性	派遣労働者計	政令で定める26業務 (複数回答)																
		(1号)	(2号)	(3号)	(4号)	(5号)	(6号)	(7号)	(8号)	(9号)	(10号)	(11号)	(12号)	(13号)	(14号)	(15号)	(16号)	(17号)
		ソフトウェア開発	機械設計	放送機器等操作	放送番組等演出	事務用機器操作	通訳、翻訳、速記	秘書	ファイリング	調査	財務処理	取引文書作成	デモンストレーション	添乗	建築物清掃	建築設備運転、点検、整備	案内・受付、駐車場管理等	研究開発
総数	100.0	4.8	3.9	0.2	0.1	17.4	0.7	1.2	10.0	1.1	3.8	1.9	0.6	0.1	1.6	1.0	4.4	3.0
男	100.0	9.5	7.4	0.4	0.2	3.4	0.2	-	0.8	1.1	0.6	0.6	0.2	0.1	1.4	2.2	1.5	4.4
女	100.0	1.3	1.3	0.1	0.1	28.1	1.0	2.2	17.0	1.0	6.3	2.9	0.9	0.1	1.7	0.2	6.6	2.0

性	事業の実施体制の企画、立案	政令で定める26業務以外の業務 (複数回答)																	
		(18号)	(19号)	(20号)	(21号)	(22号)	(23号)	(24号)	(25号)	(26号)	営業(24・25号を除く)	販売	一般事務	介護	医療関連業務	物の製造	倉庫・搬送関連業務	イベント・キャンペーン関連業務	その他
		書籍等の制作・編集	広告デザイン	インターネットメディア	アナウンサー	OAインストラクション	テレマーケティングの営業	セールの営業、金融商品の営業	放送番組等における道具・小道具										
総数	0.5	0.6	1.0	0.4	0.0	0.7	1.2	0.4	0.1	0.8	2.9	23.6	0.6	3.2	24.0	5.9	1.4	12.8	
男	1.0	0.3	1.3	0.5	-	0.4	1.1	0.7	-	0.7	1.3	2.7	0.0	1.0	42.4	10.0	0.5	15.2	
女	0.2	0.8	0.7	0.2	0.0	1.0	1.4	0.2	0.2	0.9	4.2	39.5	1.0	4.8	9.9	2.8	2.1	11.0	

●産業（派遣先事業所の業種）別の派遣労働者数割合

(単位：%)

性	派遣労働者数計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
総数	100.0	0.0	2.8	41.6	0.2	7.9	4.4	14.1	8.3	0.7	1.6	3.1	2.8	0.3	12.1
男	100.0	0.0	2.8	58.6	0.1	7.8	5.9	5.8	1.5	0.4	1.1	0.9	2.3	0.1	12.9
女	100.0	0.0	2.9	28.5	0.3	8.1	3.3	20.5	13.5	1.0	2.0	4.8	3.1	0.4	11.4

●技術・技能を修得した方法別派遣労働者数の割合

(単位：%)

性・最終学歴	派遣労働者計	習得した方法 (複数回答3つまで)									不明
		通学制の学校・専門学校	公的機関が実施する職業訓練	独学(通信教育を含む)	派遣元の教育訓練	派遣先の教育訓練	派遣先で就業中の技能蓄積	派遣関係以外の勤務先で教育訓練	派遣関係以外の勤務先で就業中の技能蓄積	その他	
総数	100.0	11.5	4.8	16.1	16.8	26.7	50.1	6.5	17.2	9.1	11.3
男	100.0	9.4	3.5	12.8	23.0	36.4	55.5	5.4	12.3	9.4	10.6
女	100.0	13.2	5.9	18.6	12.0	19.3	46.0	7.3	21.0	8.9	11.9

- ・パートタイム労働者・アルバイト等の労働に関する男女別統計を取ること
- ・有期雇用労働者の男女別統計を取ること
- ・そのほか、労働統計に性別を入れること

平成19年就業形態の多様化に関する実態調査では、パートタイム労働者などの非正規労働者について、就業形態、年齢、主な収入源、職種などの労働者個人の属性や、現在の就業形態を選択した理由、今後の働き方に対する希望、各種制度の適用状況などの実態を男女別に把握している。

例えば、就業形態別の労働者割合は以下のとおりとなっている。

●就業形態別の労働者割合

就業形態別の割合(%)											
性	総数	正社員	正社員以外の労働者	正社員以外の労働者							その他
				契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者		
平成19年計	100.0	62.2	37.8	2.8	1.8	1.2	4.7	0.6	22.5	4.3	
男	100.0	76.0	24.0	2.3	2.3	1.6	3.9	0.4	10.2	3.3	
女	100.0	42.6	57.4	3.6	1.0	0.5	5.8	0.8	40.0	5.7	

平成18年パートタイム労働者総合実態調査では、パートタイム労働者について、就業形態、年齢、主な収入源、職種などの労働者個人の属性や、現在の就業形態を選択した理由、正社員と比較した賃金等処遇面についての意識、年収などの実態を男女別に把握している。

例えば、正社員と比較した賃金等処遇面についての意識別パートタイム労働者割合は以下のとおりとなっている。

### ●正社員と比較した賃金等処遇面についての意識別パートタイム労働者割合

(単位：%)

性、年齢階級	労働者計	同じ仕事を行っている正社員がいる	正社員と比較した賃金等処遇の面について				同じ仕事を行っている正社員がいない	不明
			正社員と同等もしくはそれ以上に評価されていると思う	正社員より賃金は低いと思うが、納得できる	正社員より賃金は低く、正当に評価されていないのではないかと思いい、納得できない	わからない(考えたことがない)		
総数	100.0	56.8 (100.0)	( 6.0)	(40.0)	(20.3)	(33.7)	42.0	1.2
男	100.0	60.3 (100.0)	(10.2)	(40.6)	(12.6)	(36.6)	39.0	0.6
女	100.0	55.6 (100.0)	( 4.4)	(39.8)	(23.2)	(32.6)	43.0	1.4

注：( )は、同じ仕事を行っている正社員がいるパートタイム労働者を100.0とした時の割合である。

平成17年有期契約労働に関する実態調査では、有期契約労働者について、就業形態、年齢、主な収入源、職種などの労働者個人の属性や、契約期間を定めている理由、契約期間、雇い止めの経験などの実態を男女別に把握している。

例えば、契約期間を定めている理由別の有期契約労働者割合は以下のとおりとなっている。

### ●契約期間を定めている理由別の有期契約労働者割合

(単位：%)

性(・産業・事業所規模)、就業形態	全有期契約労働者計	具体的な理由(複数回答)							その他	不明
		有期契約の方が賃金などの待遇がよいから	現在従事している仕事の場合、有期契約という働き方が一般的だから	契約期間が自分の希望にあっていたから(期間満了後は辞められるから)	定年まで同じ会社に勤めたくないから(一つの会社に縛られないから)	正社員として働きたいが、個人的な事情により勤務時間、日数を短くしたいから	正社員として働きたいが、働ける職場がないから			
総数	100.0	6.2	26.8	17.3	2.2	21.3	25.9	26.1	3.4	
男	100.0	9.6	31.3	20.4	2.5	8.2	24.7	31.9	1.8	
女	100.0	4.9	25.0	16.1	2.1	26.5	26.3	23.9	4.0	
契約社員	100.0	9.4	30.8	13.7	3.5	8.7	41.0	26.3	1.4	
男	100.0	9.4	34.6	14.9	3.9	3.1	38.7	29.4	1.2	
女	100.0	9.3	27.9	12.7	3.2	13.1	42.8	23.9	1.6	
嘱託社員	100.0	8.3	43.5	20.2	1.2	3.4	20.7	29.6	2.1	
男	100.0	8.6	47.8	21.2	1.0	2.1	18.6	30.0	1.4	
女	100.0	7.1	26.8	16.4	1.6	8.5	28.8	28.2	4.9	
短時間のパートタイマー	100.0	5.5	25.2	19.5	1.8	30.8	17.9	23.9	4.3	
男	100.0	11.3	23.6	25.5	2.4	17.3	13.4	35.4	2.4	
女	100.0	4.3	25.5	18.3	1.7	33.5	18.8	21.6	4.7	
その他のパートタイマー	100.0	4.9	23.7	14.0	3.2	14.0	37.5	27.6	2.8	
男	100.0	7.7	26.3	20.2	2.4	7.0	32.8	27.8	1.9	
女	100.0	4.0	22.8	11.9	3.5	16.4	39.2	27.6	3.1	
その他	100.0	7.2	23.3	11.9	1.7	8.3	37.8	33.7	2.5	
男	100.0	9.8	24.6	12.8	3.2	3.4	35.5	34.5	1.8	
女	100.0	5.5	22.5	11.2	0.8	11.6	39.4	33.2	3.0	

毎月勤労統計調査では、常用労働者について、現金給与額、実労働時間などの実態を男女別に把握している。

●毎月勤労統計調査全国調査平成21年平均結果における性別月間平均現金給与総額及び総実労働時間数（調査産業計、事業所規模5人以上）

	現金給与総額（円）	総実労働時間（時間）
<男女計>	315,294	144.4
<男性>	400,686	158.5
<女性>	205,426	126.2

賃金構造基本統計調査では、男女別に年齢階級別、学歴別賃金を把握している。

●学歴、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

性、 年齢階級	大学・大学院卒			高専・短大卒			高校卒			
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級 間賃金格 差 (20～24 歳=100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級 間賃金格 差 (20～24 歳=100)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級 間賃金格 差 (20～24 歳=100)	
男性	年齢計	396.7	-0.7	183	295.9	-3.5	152	287.2	-3.3	151
	20～24歳	217.1	-2.6	100	195.2	-1.4	100	190.0	-2.3	100
	25～29	255.7	-1.6	118	226.1	-3.0	116	221.6	-1.9	117
	30～34	312.9	-1.8	144	265.7	-3.1	136	254.3	-2.6	134
	35～39	375.6	-3.3	173	308.1	-5.2	158	284.7	-3.0	150
	40～44	461.4	-1.0	213	351.8	-5.8	180	311.2	-4.5	164
	45～49	503.1	-0.8	232	382.5	-4.6	196	337.4	-3.2	178
	50～54	516.5	-2.9	238	392.3	-6.5	201	349.8	-3.3	184
	55～59	515.2	-1.8	237	398.1	-7.4	204	342.7	-3.8	180
	60～64	432.4	4.2	199	298.9	-3.4	153	248.9	-3.4	131
	65～69	446.6	4.0	206	269.5	17.8	138	215.2	-4.2	113
平均年齢(歳)	40.8			37.4			42.9			
勤続年数(年)	12.3			10.5			13.4			
女性	年齢計	279.5	2.2	135	241.2	-1.0	125	200.0	-0.3	116
	20～24歳	207.5	-1.7	100	192.4	0.3	100	172.2	-0.9	100
	25～29	234.3	0.5	113	214.8	-1.8	112	185.2	-1.4	108
	30～34	269.9	-0.6	130	233.3	-1.3	121	195.7	-1.4	114
	35～39	326.5	2.8	157	253.9	-1.9	132	205.0	-1.3	119
	40～44	367.8	-1.3	177	264.0	-4.1	137	209.1	-0.9	121
	45～49	387.9	5.8	187	270.8	-2.1	141	210.3	0.2	122
	50～54	389.9	7.6	188	277.7	-3.3	144	210.7	-0.5	122
	55～59	376.6	-5.8	181	289.0	-1.7	150	210.5	0.7	122
	60～64	358.3	-8.6	173	258.7	-0.0	134	192.1	2.2	112
	65～69	416.3	0.4	201	242.5	-6.4	126	200.0	5.8	116
平均年齢(歳)	33.6			37.0			42.6			
勤続年数(年)	6.3			8.1			9.6			

※6月分として支払われた所定内給与額（毎月支払われる給与から時間外労働、深夜労働、休日労働等による諸手当を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額）の平均値である。

### 3 ひとり親

・ひとり親家庭になった理由別のひとり親家庭の年収、就労率等のクロス集計を公表すること

平成18年度全国母子世帯等調査の調査票データを特別集計した結果は以下のとおり（表の数値は集計客体総数のうち、該当する世帯数）。  
なお、データ数が少ない区分もあり、データの取扱いには注意を要する。

#### ●ひとり親家庭になった理由別の年間収入

##### <母子家庭>

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上
死別	138 (100.0%)	9 (6.5%)	47 (34.1%)	42 (30.4%)	15 (10.9%)	25 (18.1%)
離婚	1,112 (100.0%)	215 (19.3%)	404 (36.3%)	293 (26.3%)	107 (9.6%)	93 (8.4%)
未婚の母	89 (100.0%)	26 (29.2%)	35 (39.3%)	17 (19.1%)	5 (5.6%)	6 (6.7%)
父による遺棄	2 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
父が行方不明	10 (100.0%)	1 (10.0%)	6 (60.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
その他	23 (100.0%)	7 (30.4%)	7 (30.4%)	5 (21.7%)	2 (8.7%)	2 (8.7%)
不詳	5 (100.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	1,379 (100.0%)	261 (18.9%)	501 (36.3%)	361 (26.2%)	130 (9.4%)	126 (9.1%)

※収入が「不詳」のものは除いている。

##### <父子家庭>

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上
死別	42 (100.0%)	1 (2.4%)	5 (11.9%)	4 (9.5%)	7 (16.7%)	25 (59.5%)
離婚	139 (100.0%)	7 (5.0%)	11 (7.9%)	23 (16.5%)	32 (23.0%)	66 (47.5%)
母による遺棄	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
母が行方不明	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	4 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
不詳	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
合計	187 (100.0%)	8 (4.3%)	19 (10.2%)	29 (15.5%)	39 (20.9%)	92 (49.2%)

※年間収入が「不詳」のものは除いている。

●ひとり親家庭になった理由別の就業率

<母子世帯>

	総数		就業率
		うち就業している者	
死別	147	112	76.2%
離婚	1,209	1,046	86.5%
未婚の母	102	78	76.5%
父による遺棄	2	2	100.0%
父が行方不明	11	8	72.7%
その他	35	26	74.3%
不詳	11	10	90.9%
合計	1,517	1,282	84.5%

<父子世帯>

	総数		就業率
		うち就業している者	
死別	44	42	95.5%
離婚	148	145	98.0%
母による遺棄	0	0	-
母が行方不明	1	1	100.0%
その他	5	5	100.0%
不詳	1	1	100.0%
合計	199	194	97.5%



## 都道府県別滞納世帯数等

(平成21年6月1日現在)

		全世帯数	滞納世帯数	短期被保険者証		資格証明書		
				割合	交付世帯	割合	交付世帯	割合
				B/A	C	C/A	D	D/A
	世帯	世帯	%	世帯	%	世帯	%	
1	北海道	892,201	173,515	19.4	71,673	8.0	16,446	1.8
2	青森県	264,418	56,728	21.5	14,690	5.6	4,162	1.6
3	岩手県	215,058	33,353	15.5	15,388	7.2	1,622	0.8
4	宮城県	352,379	98,165	27.9	20,319	5.8	4,047	1.1
5	秋田県	173,924	33,927	19.5	10,094	5.8	2,254	1.3
6	山形県	176,093	29,706	16.9	7,749	4.4	1,003	0.6
7	福島県	310,600	65,592	21.1	13,865	4.5	5,320	1.7
8	茨城県	490,857	96,790	19.7	53,353	10.9	6,612	1.3
9	栃木県	335,570	73,927	22.0	16,652	5.0	13,569	4.0
10	群馬県	332,494	59,042	17.8	18,063	5.4	9,961	3.0
11	埼玉県	1,189,308	277,627	23.3	32,357	2.7	3,479	0.3
12	千葉県	1,029,377	255,717	24.8	75,257	7.3	26,915	2.6
13	東京都	3,222,497	661,000	20.5	96,668	3.0	26,997	0.8
14	神奈川県	1,435,366	333,990	23.3	62,801	4.4	39,719	2.8
15	新潟県	345,517	54,402	15.7	11,613	3.4	3,041	0.9
16	富山県	148,900	18,253	12.3	4,691	3.2	2,551	1.7
17	石川県	166,449	26,428	15.9	9,035	5.4	1,116	0.7
18	福井県	109,586	16,495	15.1	5,350	4.9	2,469	2.3
19	山梨県	143,312	33,589	23.4	12,467	8.7	1,913	1.3
20	長野県	325,441	58,958	18.1	13,131	4.0	571	0.2
21	岐阜県	324,153	50,593	15.6	16,961	5.2	5,932	1.8
22	静岡県	604,845	97,303	16.1	31,696	5.2	7,440	1.2
23	愛知県	1,090,637	231,995	21.3	63,155	5.8	3,882	0.4
24	三重県	279,829	67,194	24.0	10,109	3.6	9,019	3.2
25	滋賀県	186,003	34,383	18.5	9,674	5.2	1,278	0.7
26	京都府	396,239	85,799	21.7	24,684	6.2	4,810	1.2
27	大阪府	1,503,267	412,283	27.4	103,656	6.9	20,251	1.3
28	兵庫県	856,515	175,218	20.5	47,785	5.6	9,420	1.1
29	奈良県	211,671	41,475	19.6	10,812	5.1	1,236	0.6
30	和歌山県	180,851	37,934	21.0	10,375	5.7	4,575	2.5
31	鳥取県	90,931	14,891	16.4	7,238	8.0	990	1.1
32	島根県	104,261	11,229	10.8	3,707	3.6	1,140	1.1
33	岡山県	274,615	67,082	24.4	12,226	4.5	3,190	1.2
34	広島県	423,135	75,814	17.9	30,150	7.1	4,556	1.1
35	山口県	234,159	40,812	17.4	9,536	4.1	3,250	1.4
36	徳島県	111,974	21,334	19.1	7,482	6.7	1,360	1.2
37	香川県	146,350	20,872	14.3	8,681	5.9	3,262	2.2
38	愛媛県	237,769	35,574	15.0	12,926	5.4	4,495	1.9
39	高知県	135,084	18,166	13.4	11,318	8.4	3,575	2.6
40	福岡県	771,941	139,216	18.0	70,613	9.1	23,512	3.0
41	佐賀県	123,180	20,215	16.4	6,888	5.6	1,352	1.1
42	長崎県	245,085	46,220	18.9	23,321	9.5	2,458	1.0
43	熊本県	301,051	67,000	22.3	32,650	10.8	3,426	1.1
44	大分県	201,570	38,261	19.0	14,104	7.0	4,574	2.3
45	宮崎県	202,601	46,983	23.2	15,913	7.9	3,173	1.6
46	鹿児島県	287,519	48,851	17.0	22,702	7.9	4,691	1.6
47	沖縄県	255,462	50,335	19.7	25,650	10.0	238	0.1
	合計	21,440,044	4,454,236	20.8	1,209,228	5.6	310,852	1.4

(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注1) 全世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数及び資格証明書交付世帯数は各年6月1日現在である。

(注2) 数値はいずれも速報値である。